

要望事項	回答
Ⅰ 生活・産業を支える基盤づくり	
1 基盤整備（市街地・住宅・景観・公園・緑地、道路、公共交通など）	
（１） 都市計画道路藤江線の早期実施 本路線は、国道３６６号より西側は施行済みとなっているが、東側ＪＲ武豊線を横断し国道３６６号線バイパスにつながる区間が、用地買収の関係で未着工であります。地域活性化及び災害時の緊急輸送道路の確保のため早期実施をすること。 国道３６６号から藤江２５号線までの区間は、用地・物件調査も実施されています。	2022（令和４）年度から、国道366号からJR武豊線の区間において、用地調査、物件調査を実施しました。本年度から用地取得を進め、事業進捗を図ります。
（２） 東浦駅周辺の整備計画の再考を ア、東浦町の立地適正化計画において、都市機能誘導区域に設定されたＪＲ東浦駅は西側駅前広場整備工事締結され、令和７年度に供用が開始予定されています。安全性の観点に加え、賑わいのため駅前広場の活用方法を検討すること。 イ、東西を結ぶ連絡通路については、ＪＲ東海との協議がなされている。人の流れを作ることは大きな変化を招くものと考え、さらなる検討をすること。 ウ、東側については整備の具体化が、一時中断となっております。町の活性化のため、交流拠点の実現は必須条件であり、計画の見直しによる実現をすること	ア、駅前広場の整備では、中央帯は高低差をなくし車止めで囲います。交通規制などの課題はありますが、イベントなどの活用時には車止めを外して広場全体を使える計画としています。 イ、東西を結ぶ連絡通路については、駅東側の改札口設置が前提となりますが、改札口設置にかかる設備費や改札口にアクセスするための道路整備費等多額の費用が必要になることが想定されるため、費用面や駅東側の土地活用等を見極めた上で判断していきます。 ウ、東側の面的整備については、津波による浸水の危険性により多くの盛土が必要となり、事業費が高額になること等により一旦見送りになっていることから、現在進捗はありませんが、手法も含めて検討を行っていきます。
（３） 都市計画道路名古屋半田線、知多刈谷線整備に伴う生活道路の改善を ア、緒川新田地区においては、名古屋半田線、知多刈谷線の２つの幹線道路の整備が進められており、現在用地買収が進められています。 名古屋半田線の計画は道路幅員22m、4車線で中央分離帯が設置され地域が東西に分断されるため、既存の生活道路から信号交差点までのスムーズなアクセス道路の整備や、医療機関など沿線施設へ信号をＵターンすることなく出入りできるような町道の拡幅、新設を早期に計画し、幹線道路完成までに整備を行うこと。 （添付提案図参照） イ、知多刈谷線の名鉄河和線の道路高架事業では沿線の説明会が実施されましたが、高架下になる各商店や住民の皆さんが納得できるようにすること。	ア、道路拡幅及び道路新設については、愛知県と連携して、地区の未利用地などを活用した既存道路の拡幅及び道路新設など、幹線道路を補完するような対応策を検討するとともに、土地等の権利者に対して、今後の土地利用の確認を実施しています。 イ、2018（平成30）年度から、名鉄河和線を道路高架でまたぐ区間を含む、知多市の市道池下線から都市計画道路名古屋半田線までの区間において、用地測量が実施されました。2019（令和元）年度からは用地買収が行われており、2023（令和５）年度末時点の取得率は、事業区間全体で約８割に達しています。 各商店や住民の皆さんに事業目的をご理解、ご協力をいただけるよう、ご意見に対しては個別に対応し、愛知県と連携して事業進捗を図ります。
（４） 名古屋半田線沿線に歩いて買い物ができる商業施設の進出に繋がるよう支援すること。	民間事業者から商業施設の進出の相談があった場合には、当該地区への進出にも繋がるよう努めていきたいと考えています。
（５） 尾張森岡駅西交差点改良工事の早期着手完成を。 本交差点は、県道名古屋碧南線から刈谷方面に向かう多くの車両が右左折するが、右折帯や歩道が設置されておらず、緒川方面からの右折車両の横を無理矢理通り抜ける車が多く、信号待ち並びに路肩を通る歩行者や自転車に危険な状況となっている。また、大型車両が頻繁に走行するため、舗装が痛み、地盤が弱まってきているためか、振動が伝わってきて、付近の住民は不快な思いをし、作業所や店舗では重い機械などが移動する状況である。用地交渉を迅速に進め、早期着手、完成するよう図ること。	2006（平成18）年度に、関係者に対し事業説明会を開催し、用地測量の立会い後、2007（平成19）年度から用地買収が行われており、2023（令和５）年度末時点の取得率は、約７割となっています。 現在、用地交渉が難航しているため、工事着手に至ることができませんが、引き続き、愛知県と連携し、各地権者にご理解、ご協力が得られるよう、調整を図ります。
（６） 藤江交差点の安全対策 藤江交差点（一般国道３６６号と主要地方道東浦名古屋線）南側以外は右折車線はなく歩行者及び通行車両等の安全確保を図るため、交差点改良の早期事業の着手を県に要望すること。	区画線（車道外側線）の引き直し等、車両の走行を誘導する速効対策の実施に向けて、愛知県と調整中です。なお、抜本的な対策となる交差点改良の早期の事業着手については、引き続き愛知県に要望します。

要望事項	回答
(7) (仮) 東浦森岡南部地区画整理事業の早期着手をすること。 (仮) 東浦森岡南部土地地区画整理事業は、多くの地権者の同意を得ていますが、地権者の納得のいく配慮をし、慎重かつ迅速に進めていくこと。	(仮称) 東浦森岡南部土地地区画整理事業は、2026年度の組合設立に向けて順調に準備が進んでいます。次年度以降も補助金を交付し、地権者との合意形成を図りながら準備委員会とともに事業化を目指しています。
(8) 主要地方道知多刈谷線においては、歩道整備による交通安全の確保を図ること。 知多東浦線の自歩道整備は、緒川小学校南交差点から緒川相生交差点までの1,850mの区間は事業化されているが、緒川相生交差点から以西の東浦知多インターまでの区間の早期事業化を図ること。	猪伏釜交差点から相生交差点までの区間は、県が自歩道の整備を進めています。 事業中の区間の整備においては、関係地権者の皆さんに、ご理解、ご協力が得られるよう、引き続き、県と一体となって取り組みます。 事業中の区間の早期完成及び緒川相生交差点から西側の早期の整備着手を、引き続き愛知県に要望します。
(9) 名鉄巽ヶ丘駅東の整備計画の推進 コンパクトなまちづくりの生活拠点と位置づけている名鉄巽ヶ丘駅東側の活性化が進むように、土地を所有する名鉄都市開発株式会社との意見交換の場を持つとともに関係する知多市・阿久比町・東浦町の3市町との定期的な情報交換を行うこと。	名鉄巽ヶ丘駅周辺の活性化は、駅を利用する通勤、通学者はもとより地域住民にとって非常に重要なものであると認識しています。 巽ヶ丘駅周辺の土地は、知多市及び阿久比町であり、両市町とも整備事業の優先順位として上位ではないとの回答であったことや名鉄都市開発株式会社からも整備等を行う計画はないと伺っています。 このため、現時点では具体的な整備等に進む段階には至っていませんが、今後も両市町とも情報共有を図っていきます。
(10) 「う・ら・ら」のEV化と買い物難民の解消を ア. ダイヤ改正を機に、「う・ら・ら」で使用する車両を電気自動車など環境にやさしい車両に変更することで、環境改善に取り組む姿勢を明確にすること。 イ. 高齢者社会を迎え、買い物難民への諸施策を考えること。デマンド交通導入、ライドシェア導入に向けて検討をすること。	ア 委託事業者が車両の買換えが必要となった際には、電気自動車をはじめ環境にやさしい車両の購入を協議していきます。 イ 高齢者を始め、移動に困難を抱える方については、第2次地域福祉計画でも課題としてとらえています。課題解決に向け、重点プロジェクト「走れ！ちよいバス うら・うらら」で、地域の移動手段について地域住民の皆さんと一緒に検討していきます。新たな公共交通の導入については、デマンド交通、ライドシェアに限らず、地域の移動需要に対する背景を把握し、地域の特性にあった公共交通を検討します。
(11) 幹線道路・公園内の除草作業を計画的に行うこと。特に通学路は除草回数を増やす。	草の繁茂が著しい通学路の草刈りは、年間計画で業者に発注して計画的に実施しています。 除草回数としては、年1回から2回の草刈りを実施していますが、草の繁茂状況等踏まえ、必要に応じ複数回の草刈りを実施していきたいと考えています。 また、国道及び県道については、県が年1回の草刈りを実施していますが、草の繁茂状況等を踏まえ、複数回の草刈りを要望していきます。 公園の除草作業については、各地区、シルバー人材センター及び業者と調整した年間スケジュールを町ホームページに掲載し、繁茂状況に応じ計画的に実施しています。
(12) 名古屋三河道路の早期のルート確定と、道路が町の発展につながる施策の検討と働きかけをすること。	「概略ルート・構造の検討」となる構想段階評価については、2024年12月に1つのルート帯に絞り込むなど対応方針(案)をまとめられたところであり、本路線の早期実現に向けては、既存道路との接続など、地元の意見を十分に取り入れていただけるよう、引き続き愛知県に要望します。なお、本町としては、既存道路への接続による、道路ネットワークを巧みに活用し、地域経済の活性化、交流人口の拡大、まちの賑わい創出に取り組みます。

要望事項	回答
2 産業振興（農業振興、工業振興、商業振興）	
（１）東浦知多インター付近への優良企業の積極的な誘致を図ること。 東浦知多インター付近の区域は、東浦町都市計画マスタープランでも工業検討地として位置付けている。更に加えて交通網の利便性も考えて多種多様な業種・規模の優良企業の積極的な誘致をすること。	本区域は、マスタープランでも工業検討地として位置付けており、工場を誘致していきたい場所になりますが、愛知県の都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき区域の申出を行い、愛知県の告示に規定する業種（集積業種）の判定を受ける必要があります。 今後も案件ごとに県との調整を図りながら、企業誘致につなげていきます。
（２）石浜工業団地の工場拡大及び周辺道路の整備を図ること。 石浜工業団地への工場建設が始まり、令和４年10月から、HV電池専用工場が稼働している。今後も企業の動向を注視して、町として企業との連携を強め、さらに工場拡大へつながるように働きかけを行うこと。また、周辺道路の整備、特に東浦知多インターへつながる緒川相生交差点以西の歩道整備を急ぐこと。	毎年企業へ出向き、状況の把握に努めるとともに、工場拡大について働きかけを行っています。今後も企業と連携を図りながら情報収集に努め、働きかけを行います。 また、緒川相生交差点から西側の早期の整備着手を、引き続き愛知県に要望します。
（３）農業振興施策と小規模農家等への支援 ア、農地の集約化と効率化・生産性を求めるため大規模化は不可避と考えますが、環境保全、遊休農地の解消のため小規模農家等への町としての支援、町の特産品（ブドウ、イチジク、イチゴなど）の普及や支援により、地産地消を進めること。 イ、農業分野におけるICTやロボット、AIなどを活用した次世代型農業（スマート農業）を進めて農業の担い手を育てる施策を推進すること。	遊休農地対策としては、町による補助制度を設けその解消を図っています。また、本町の特産品であるぶどうなど果樹の担い手を増やす取り組みとしては、農業大学の学生に向けて東浦町での就農を促すPRや就農希望者と農地のマッチングを行っています。 小規模農家への支援策及び次世代型農業（スマート農業）については、国及び県の支援策を注視し、農家の方々と情報を交換させていただく中で現状を踏まえ必要に応じ検討していきます。
3. 観光振興	
（１）町内外から訪問しやすくするために、史跡等の観光資源に案内表示板を整備すること。 ア、町内に現在61基の文化財説明板・案内板が設置されているとのことだが、機構改革で観光交流課ができるのを機に見直しを行い、埋もれた観光資源の発掘に努めること。 イ、緒川新田地区にある「八巻古窯跡」などの史跡は古窯が現存しており、歴史的に価値ある場所であり案内表示板を設置すること。の整備をすること。 ウ、明徳寺川於大のみちの八重桜すべてにカンザン、ウコンなどの名称板を付けること	ア、町内には現在61基の文化財説明板・案内板を設置し、史跡等の案内表示に努めています。現地への設置が可能な文化財については、設置の検討を進めていきますが、様々な理由により設置が難しい文化財については、存在自体が埋もれてしまわないよう、広く知っていただくための補完的な役割として、町ホームページへも情報を掲載し、情報発信に努めています。また、機構改革により観光交流課を設置し、歴史文化を観光資源と結び付け、本町の魅力を町内外に発信します。 イ、八巻古窯跡の場所については開発計画があるため、開発状況を見ながら設置を検討します。 ウ、今後、関係団体等の意見も聞きながら、適当と思われる箇所への設置を検討していきます。
（２）八重桜を後世まで引き継ぎ、町民にもっと親しんでもらえるように、町民が記念樹として寄贈し植樹できるような住民参加の仕組みを作ること。	植樹箇所が河川用地で制限があり、植えたい時に桜を植えることができないため、現時点では、寄贈の上、植樹する仕組みを作れていませんが、今後も、補植の際には、住民参加型の植樹など、八重桜を後世に繋げる仕組み作りを考えていきます。
（３）町長ロードマップ№174於大の方生誕500年（町政80周年）に向けて ア、町長ロードマップ№174於大の方生誕500年（町政80周年）などを活用、町の魅力を町外に発信とあるが、町民からの魅力ある提案を受けて検討する部署としてプロジェクトチームを作ること。を提案する。 イ、徳川家康の生母「於大の方」の歴史をたどる、明徳寺川於大のみちにある３つのモニュメントの案内表示板を設置すること。 ウ、於大公園と明徳寺川「於大のみち」を架け橋でつなぐことで、公園と川沿いの道の行き来をしやすくして、於大の方生誕の地東浦の魅力アップを提案する。	ア 於大の方生誕500年に向けて、取り組みの内容を於大まつり推進協議会や東浦町観光協会などと協議を重ねながら進めています。基本的には担当となる部署が意見をまとめながら進めていくこととなりますが、今後プロジェクトチーム編成の必要性が生じて来た場合には、検討をしていきます。 イ 今後、於大の方生誕500年を迎える2028年までにモニュメントの説明版などの設置を検討していきます。 ウ 於大の方生誕の地をPRするため、於大公園と於大のみちを一体的に魅せることは効果的であると考えます。しかしながら、於大公園と於大のみちを架け橋でつなぐには、用地取得や跨道橋の建設など膨大な費用が必要となります。現時点では、別の手法により於大公園と於大のみちを一体的に魅せることができないか検討していきます。

要望事項	回答
Ⅱ 暮らしを守るまちづくり	
1 安全安心（河川・治水、防災、交通安全・防犯など）	
（１）子供を守る環境整備と通学路の歩道整備等の安全対策を強化すること。 ア、町道吉田線道路改良工事は、ゲンキー東浦店北西交差点から村木神社交差点までが未着手で見通しが悪く、坂道のためスピードが出やすい。既存の歩道は、歩車道境界ブロックにより歩車分離しているが、保育園児の登園や小中学生の通学、住民の歩行や自転車の通行に大変危険である。令和６年度、ゲンキー東浦店北西交差点から森岡保育園東端までの用地交渉がほぼ終了したと思われる。早期着手を図ること。 イ、都市計画道路名古屋半田線の東海市南加木屋駅付近の整備が完成したことで、緒川植山交差点から緒川新田駐在所までの町道は、半田方面への抜け道として多くの車が通行している。最近では、さらに通過車両が増えて危険性が増している。 この区域を「ゾーン３０プラス」の設定をして、ゾーン内を抜け道として通過する車の抑制を図る対策を実施すること。 ウ、国道366号の豆搗川より以南の歩道が無いので設置の検討をすること。 エ、役場前交差点や国道366号・農免道路・緒川相生交差点付近・緒川植山交差点以東、以西など朝夕の車両の渋滞が発生している。警察と相談して渋滞緩和を図ること。 オ、地域の防災・防犯対策の充実をすること。 防犯・防災対策のボランティア活動の充実を図ること。また、抑止効果を図るため主要地点に監視カメラを増設して安全・安心な、まちづくりをすること。	ア、ゲンキー東浦店北西交差点から森岡保育園東端までの区間は、今年度、工事を実施します。 イ、「ゾーン30プラス」の設定は、警察との連携の他、速度規制や速度抑制対策を実施することにより交通安全の向上を図ることが可能な反面、生活道路が通行しづらくなるなど、地域住民に負担をかけることから、地域住民との合意形成が必要です。 現在、都市計画道路名古屋半田線事業が進行中で、生活道路の状況も少なからず変化していくことが予想されます。そのため、今後の事業の進捗状況を注視しながら、「ゾーン30プラス」に限らず生活道路における交通安全対策を実施していきます。 ウ、通学児童の安全性向上に資する速効性のある対策として、路側帯を狭くしている電柱移転が愛知県により進められていますが、歩道整備の事業着手についても、引き続き愛知県に要望します。 エ、渋滞の要因は信号時間にあると思料しますが、信号時間については、交通の流れを計測して時間を設定しているため、1か所の信号時間を変更した場合、別の場所の信号時間を変更する必要が生じ、違う場所が渋滞することになるため、変更することは難しいと警察から回答をいただいています。今後も渋滞緩和を図るため、警察に相談していきます。 オ、防犯ボランティア活動をより安全で効果的なものとするため、青色防犯パトロール講習会や防犯ボランティア養成アカデミーを開催し、地域の方に参加を促しています。また、防犯ボランティアの募集を行い、登録していただいた方に、防犯用の帽子、腕章、笛、バスター、タスキをお渡ししています。 広域的な場所に対する防犯カメラについては、2023（令和５）年度までに町内の各駅及び町境の交差点など主要箇所には設置をしたため、増設は行いませんが、今後は更新を行いながら維持管理をしていきます。 個人や団体等に対する防犯カメラについては、2025年４月より、犯罪行為等のあった又はそのおそれがある建物等の所有者又は管理者若しくは犯罪行為等を受けた又はそのおそれがある個人を対象に防犯カメラの貸し出しを行い、犯罪行為の抑止を図り、安心安全なまちづくりを推進します。 防災活動については、ボランティア団体である東浦防災ネットと連携を図り、防災フェアなどのイベントや出前講座、小中学校における防災教室などの啓発活動を実施することにより、住民の防災意識の向上を図っています。 また、自主防災組織の自立や活性化を図るため、地区防災計画の作成に向けたワークショップなどの支援を行い、地域防災体制の強化を図っています。 今年度より、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定を開始しており、その中でも地域の方の支援は不可欠であると考えていますので、個別避難計画に対する理解・周知等を図っていきます。 防災リーダー及び災害ボランティアコーディネータ養成講座についても、引き続き、隣接する阿久比町と合同で開催し、地域での防災活動の中心的な役割を担う人材を育成するとともに、広域での連携強化を図っています。

要望事項	回答
（２）災害に強いまちづくりの推進をすること。 ア、避難所における停電時の電源確保に、住民が所有するプラグインハイブリッド車、電気自動車等を活用して電源ネットワークができるよう、広く住民に車の登録を呼びかけ、住民参加による災害に強いまちづくり目指すこと。 イ、防災拠点である三丁公園の充実を 防災拠点として三丁公園は整備が進められ、多くの住民が利用しています。案内板の設置・ルートマップ及び草刈等の整備については検討いただきました。災害発災時、施設等の多岐にわたる利・活用方法の案内と避難時の安全な進入路の確保を実施すること。 ウ、河川改良による周辺住民の不安解消を 地球温暖化による天候不順により、大規模災害がいつ発生してもおかしくない状況において、河川の氾濫への備えや治水対策は、人命に関わる最大の責務であります。河川の流出確保のため、土砂の撤去等の河川改修の実施をすること。	ア 2020年 9 月から次世代自動車購入費の補助制度を実施し、取扱基準を定め、大規模災害時に避難所等への電力供給に協力いただける方の登録をお願いしています。 次世代自動車の所有者に広く登録していただけるよう、災害時等における外部給電機能の活用方法について、広報紙やホームページなどを通じて周知・啓発に努めるとともに、総合防災訓練などのイベントで、プラグインハイブリッドの公用車を活用し、周知していきます。 イ 三丁公園の防災機能を備えた施設の案内板について、マンホールトイレ等には設置していますが、かまどベンチ等には設置されていないため、各施設に防災機能がわかるものを設置していきます。 また、公園の日常点検では、避難時の動線に配慮した点検を行い、安全な進入路の維持管理に努めていきます。 ウ 本町の都市部を流れる河川は、愛知県管理河川であり、今後概ね30年間で実施する具体的な整備内容等を河川整備計画で定めています。 治水上の支障となる堆積土砂の除去などの定期的な維持管理を含め、河川改修、高潮堤整備及び耐震対策の早期完成を、引き続き愛知県に要望します。
（３）福祉避難所の見直しを。 現在、福祉避難所に指定されている勤労福祉会館は、洪水ハザードマップでは、浸水地域となっているため、避難所としては、大変危険な場所となっています。協定を結んでいる町内の福祉事業所の受け入れも、ごく限られた人数しか受け入れをお願いできない状態です。早急に見直しを図り、安全な福祉避難所を確保すること。	勤労福祉会館の代替施設となる指定福祉避難所の指定については、ハザード区域外にある安全な公共施設に限りがあることや、ほとんどの公共施設がそれぞれ災害時に指定避難所等の役割を持っていることから、新たな指定福祉避難所の指定には至っていない状況です。 要配慮者等の避難については、指定避難所となる小中学校等において要配慮者等への配慮を図るべく、特別教室などを活用したスペースの確保に努めているところですが、引き続き、安全な場所に位置する福祉避難所の確保の検討を行っていきます。

要望事項	回答
2 環境（地球温暖化防止・廃棄物、自然環境保全）	
（１）産業廃棄物処理業者、排出業者への煤塵、騒音、施設出入口の通行の安全対策等の指導監督及び不法投棄の取締りを徹底すること。影響が想定できるため池、河川の水質監視を徹底すること。	本町では、県が実施する産業廃棄物処理施設への一斉立ち入り調査に同行し、廃棄物の適正な処理、煤塵、騒音、通行の安全対策等について聴き取り及び指導を行っているほか、環境監視員によるパトロールにて不適正処理等がないか確認しています。 今後も県と連携・協力し、産業廃棄物処理施設及び事業者に対する指導監督を行い、産業廃棄物の不適正処理の未然防止に努めていきます。 また、新規参入する産業廃棄物処理施設設置業者には、「東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例」に基づき地域住民に対して意見交換会を開催し、住民の理解を得よう指導しています。 不法投棄対策については、不法投棄多発箇所を重点的に巡回するなど警戒を行い、不法投棄を発見した場合は、更なる不法投棄の誘発を防ぐために、速やかに土地所有者・管理者へ連絡し、対応を依頼しているほか、町内全体の不法投棄を監視する意識を高めるため、不法投棄発生場所をホームページで公開し住民への情報提供を行っています。 ため池、河川については、毎年５月、１１月に町内河川１３箇所、ため池２９箇所、排水路５箇所の水質調査を実施しているところですが、今後も河川ため池等の水質調査を継続し、良好な生活環境の保全に努めていきます。
（２）新規参入する企業には、町と企業が公害防止協定を結ぶことを強力に働きかけること	企業の生産活動によって発生する公害を未然に防止するため、現在、町内企業４９社と公害防止協定を締結しており、協定や公害防止計画に基づき、各種環境調査の報告や、必要に応じて指導等を行っています。 引き続き、町内への新規参入企業には、公害の未然防止のため、公害防止協定を締結していただくよう強く働きかけていきます。
III いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり	
1 健康（健康づくり）	
（１）住民が安心できる医療体制を築き、更に各種検診事業や健康増進事業の推進を図ること。胃部エックス線検査は、身体的理由で検査が困難な方がいるので、胃内視鏡検査（胃カメラ）を導入することを提案（令和４年９月定例会一般質問）しており、令和６年度に方向性を示すとのことであったが、令和６年度のがん検診の申込書に胃カメラ受診の記載はない。早期に実現することを要望する。	現在、町内の医療体制は半田市医師会東浦町医師団を中心とし、それぞれの診療所等での日常の診療及び当番制での休日診療を実施しています。受診を希望する際に、可能な限り町内医療機関での受診が行えるよう、引き続き各医療機関との連携に努めていきます。 胃内視鏡検査については、専門医による安全な検査体制を身近な環境で整えることは、本町の検診受診率を高める要因にもなると考えられます。胃内視鏡検査で求められる二重読影や精度管理委員会の設置、町内医療機関の通常診療での安全な検査体制の実施方法を含め、２０２６（令和８）年度以降の実施に向けて検討を進めています。 このほか、運動を始めるきっかけを提供することを目的とし、引き続き、各種健康教室の開催や、教室参加をきっかけとした地域の同好会活動への参加等、住民全体に向けて事業を展開していきます。
（２）令和６年度予算要望の回答で、各地区にあるウォーキングコースの見直しを行っているとのことであったが、現地が変わった様子が確認できないが具体的に進められるよう要望をする。	ウォーキングコースの見直しについては、コースそのものにとらわれず、ウォーキングを開始し、継続する住民の動機づけとなるような事業展開を検討していきます。
（３）高齢になると話し声が聞こえなくなる症状が出てくる。また、難聴の人も数多くいます、そこで町が補聴器購入補助制度を導入すること。	本町では、高齢者だけでなく、１８歳以上の難聴者に対する補聴器購入費補助を２０２５（令和７）年度から実施予定です。コミュニケーションの確保を行い、社会参加の機会を高めます。

要望事項	回答
(4) 高根の森は、「保健保安林」にもなっており、地域住民に十分活用されるように散策道にある老朽化した木の階段などの再整備を行い、日常管理を徹底すること。	年間を通して除草や樹木の剪定及び計画的に森林病害虫防除を実施しており、2023（令和５）年度には、劣化が進行したあずまの修繕工事を実施しました。 散策道等については、施設点検を実施し、県の治山事業による修繕を要望していますが、老朽化が進んでいる箇所については、部分的な修繕を検討していきます。 また、高根の森は、保健保安林及び土砂流出防備保安林に指定されており、今後も維持管理に努めるとともに、町ホームページで新たに高根の森に生息する虫や草花の紹介を充実させ、自然の魅力を発信しています。
2 社会福祉（地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、住民サービスなど）	
(1) 老人憩の家を利用するふれあいサロン、老人会活動等は、狭く老朽化した施設が多く毎日通うことができるように、早期に対策を図るとともに、老人憩いの家トイレを男女別々のトイレに改装すること。	老人憩の家等の公共施設については、東浦町公共施設個別施設計画や東浦町公共施設再配置計画に基づき維持修繕、改修及び設備更新を行うこととしており、修繕においては、耐用年数や老朽化の状況から判断し、優先順位をつけて計画をしています。利用者が安全に活動を行うことができるよう、施設管理に努めています。
(2) 敬老会行事（式典、記念品、芸能披露）は、廃止となったが地域住民より復活及び代替え行事を望む声が多い。高齢者自身が楽しめるイベント等を増やすこと。	高齢者の方が興味関心を持てる活動を地域の中に増やし、その活動を通して仲間づくり、地域のつながりづくりに発展していくような取組みについて、議論を進め具体的な取組みを検討しています。なお、敬老事業は、「高齢者の長寿と健康を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表するとともに、高齢者の生きがいへの寄与や地域交流の場の提供」を目的として行ってきましたが、高齢者人口が増加する中、本町の高齢者・障がい者のための社会福祉費は、毎年約１億円ペースで増加しており、他事業にも支障がでることが想定されます。事業の公平性と継続性の担保を考慮した結果、財政的にも困難であると判断したため、廃止としたものであり、財政状況は今後も変わらないものと考えられます。しかしながら、事業の目的であった「高齢者の長寿と健康を祝い、多年にわたる社会への貢献に敬意を表する」気持ちは事業の廃止に関わらず変わらないものです。一人ひとりの高齢者を尊重し、地域で安心して生活できるまちづくりや、見守り支えていくことが、敬意を表することにつながると考えております。引き続き地域で安心して生活できるまちづくりを進めていきます。
(3) 来庁される方への案内としては、役場庁舎入口付近にインターフォン設置や番号案内システムが導入され、一定の改善が見られるが、総合案内窓口の設置、待合コーナーの整備、住民課窓口の混雑解消など、住民サービス向上に取り組むこと。 また、窓口での非常時を想定し、住民や職員の安全対策を充実させること。	2024年１月から、役場庁舎入口付近に総務課に直接つながるインターホンを設置し、迷われている来庁者への総合案内を試行的に実施しています。必要に応じ、直接出向いて案内をしています。 2024年２月からは、住民課窓口の混雑解消への取り組みとして、番号案内システムを導入しました。引き続き、来庁者への利便性向上に向けた環境整備を推進していきます。 非常時の安全対策については、半田警察の協力のもと、刺叉の取扱いや不審者対応の職員訓練を実施しました。また、刺叉の追加設置や防護盾などの新たな防犯器具を導入するとともに、非常通報装置を増設しました。引き続き、住民や職員の安全対策を進めていきます。

要望事項	回答
IV 人を育み、人を活かすまちづくり	
1 次世代育成（子ども支援、学校教育）	
（１）「切れ目のないこどもんなか応援サポーターのまち」を町長が宣言されましたが、次の取り組みを実施すること。（福井県大野市の子育て応援パッケージを参考） ア. 子ども医療費助成対象年齢を20歳までの子どもに拡大 イ. 子どものインフルエンザ予防接種費の一部助成 ウ. 家庭育児応援手当支給 在宅で育児している家庭に手当を支給 エ. 3人っ子給食費助成事業 第3子以降の小中学校の給食費を助成 オ. 児童クラブに希望者全員が加入できるよう定員枠拡大	ア 成人年齢が18歳までに引き下げられたことに鑑み、2024年10月から子ども医療助成制度の対象年齢を入院・通院ともに、18歳に達する日以降最初の3月31日までに拡大しました。本町といたしましては、現在実施している施策の検証を行い、限りある財源を、子ども医療助成事業をはじめ、子ども子育て関連施策に効果的に配分し、出産を望む方から子育てをしている方で切れ目のない支援を進めることで、子どもを育む支援体制を充実させたいと考えています。 イ 2024（令和6）年度より新規事業として、受験生等のインフルエンザ予防接種費用を補助します。季節性インフルエンザの流行期において、受験や就職など進路決定を控えた重要な時期を、安心して過ごしてもらうために、中学3年生及び高校3年生の年齢相当の方を対象として、インフルエンザ予防接種の費用を1人につき1回、2,000円補助します。インフルエンザ予防には、ワクチンだけではなく、手洗い・うがいなどの感染症対策が重要なことに変わりはありません。しかしながら、万全な準備で受験等に立ち向かいたいと思っている受験生等の負担軽減を図るため、中学3年生及び高校3年生の年齢相当の方を対象に補助します。 ウ 「保育」は、近年、保育園での集団生活だけでなく、多様な集団活動による保育や、家庭保育も選択肢の一つとして挙げられてきました。引き続き、家庭保育を行う家庭への支援について検討していきます。 エ 多子世帯においては、2024年10月から児童手当の給付額が増額されているなど、支援が充実している動きもあることから、現時点で給食費の減免制度の導入予定はありませんが、他制度を含めた保護者負担全体の中で、考えていきます。 オ 児童クラブの加入児童数は増加傾向にあり、毎年度、定員枠の見直しを行っています。放課後児童支援員の確保や、児童クラブ運営場所の確保などの課題はありますが、人員確保や、小学校の空き教室等の利用を検討・調整し、児童クラブの受入れの充実化を進めていき、児童クラブに希望する方が全員加入できる環境整備に努めています。 また、児童クラブ事業の安定的かつ持続可能な運営体制を整備していくため、児童クラブ事業の委託も引き続き検討を進めています。

要望事項	回答
(2) 第2期東浦町子ども・子育て支援事業の東浦町子ども計画を進めること。 ア. 幼児期の学校教育、保育の総合的提供 イ. 待機児童の解消 ウ. 地域の子ども、子育て支援の充実のため子供が生き生きと安心安全に過ごせる環境整備、子育て世帯の多様なニーズに対応する施策の実行、2人目、3人目の出産を望むことが出来る施策を切れ目なく実施すること。	ア. 子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自立心を高める取り組みを推進するとともに、「生きる力」を育んでいくことが重要であると認識しています。そのため、家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる経験を確保し、子どもの育ちを保障していくため、保育園と小学校が連携した質の高い教育・保育の充実を図ります。 イ. 本町は、町立保育園だけでなく、民間保育所とも連携して保育の提供ができていることから、待機児童ゼロとなっています。しかしながら、社会情勢の変化や多様化する保育ニーズに対応するため、これまで以上に保育サービスの効果的かつ効率的な提供が求められています。 財政面及び人材の確保などから、多様な保育ニーズに対応した持続可能な保育園運営を町立保育園のみで提供し続けることは難しくなってきたことから、民間保育所の参入や町立保育園の民営化などを含めて、本町の保育園の運営方針を検討し、町全体としての環境整備に努めています。 ウ. 現在、こども家庭庁の基本方針に基づき、関係部署間での緊密な連携を取りながら、子育て支援策を総合的かつ一体的に推進し、子育て支援施策の充実を図っています。 子育て世帯への支援拡大や多子世帯支援につきましても、子どもを産み育てたいと思った時に躊躇なくその願いが叶えられる、2人目、3人目であったとしても安心して産み育てられる環境づくりを行うとともに、結婚から妊娠、出産、出産後、子育て、地域への定着まで一貫した支援の充実を図り、そして、現施策をアップデートしながら、子どもを優しく育む町を目指しています。
(3) 小学校、中学校における不登校生徒等の問題は、様々な事由により発生している。 不登校児童がいないとの緒川小学校の個別化、個性化教育を全小学校に拡大することだが、各学校に専任のスクールソーシャルワーカーを配置するなど個別対応によるきめ細かく接触することにより、保護者等交えた対応を検討していくこと。	学校、中学校における不登校児童生徒等の問題は、様々な事由により発生しているため、きめ細やかな個別の対応が必要となりますが、引き続き、学校、スクールソーシャルワーカー（通称、こどもと親の相談員）、ふれあい教室指導員が密に連携し、保護者との面談を行いながら対応します。 不登校児童・生徒への指導は、町内10校ともきめ細やかな内容で行っています。一つひとつの指導内容は個の実態により異なりますが、共通して行っている内容としては、不登校児童・生徒の保護者との連携です。不登校児童・生徒の指導に保護者との連携は不可欠という共通認識のもと、日頃から教育委員会から指導も行っており、生徒指導部会や不登校対策委員会等においてもしっかりと確認して各校指導にあたっています。今後も保護者を交えた不登校児童・生徒への指導を継続し、不登校児童・生徒の減少に努めます。 また、不登校児童・生徒を生じさせない対策として、個別化・個性化教育の推進が挙げられます。事実、町内で個別化・個性化教育を強力に推進している小学校では、いわゆる不登校児童はおりません。「自分で選択し、自分で決定する」という過程を学習活動に組み入れる、個別化・個性化教育は、学習を自分事ととらえ能動的に学習に取り組む意欲・態度を育成できます。仲間と協力して学校生活を自分の手で創り上げようとする意欲を高めることは、不登校対策につながるものです。今後も町内10校すべてで、個別化・個性化教育を推進します。

要望事項	回答
（４）生まれつき読み書きに困難がある「発達性ディスレクシア」の子どもを早期に発見し、適切な支援や指導ができるよう、早期発見・早期対応システムの構築と専門的な知識をもつ教員を養成すること。	本町における早期発見・早期対応の取組としては、就学時健康診断の際に知能検査を実施し、配慮の必要な園児を把握しています。小学校就学後は必要に応じて保護者と連携し、学級担任や特別支援教育コーディネーターから関係機関につなぎます。また、町内での療育に関する記録や幼稚園や保育園等からの情報共有を基に、特別支援教育担当指導主事やこどもと親の相談員が園児の様子を参観したり、配慮が必要な園児の家庭と教育相談をしたりすることも行っています。 小学校就学時には、保護者同意の下、個別的教育支援計画を町立保育園から小学校へと引き継ぎます。小学校就学以前に個別的教育支援計画を作成していない児童については、小学校低学年の段階から作成できるよう保護者と連携しています。 専門的な知識持つ教員の養成につきましては、町内で特別支援教育コーディネーター代表が研修を受講し、他の教員に伝達講習をしています。また、県において毎年発達障害児等基礎理解推進研修を受講する機会が設定されており、学習障害を始めとした発達障害のある児童生徒への対応について幅広く研修が受けられる体制となっています。さらに、本年度は、長久手市が実施する発達性ディスレクシアについて学ぶ専門的教員の育成のための研修へ町内の教員を1名派遣しています。
（５）令和５年９月より休日の学校部活動を行わないこととして、新たに地域クラブを設立されたが指導方法及び指導監督などを確認すること。	地域クラブの指導者には、町の主催する指導者養成講習にて、地域クラブが「活動に親しむ」ことを目的とするため、生徒に価値観を押し付けることがないよう徹底するとともに、ハラスメント防止や普通救命講習など、指導者に必要なプログラムの受講を必須としています。また、地域クラブ指導者代表者会を開催し、指導での問題の洗い出しを行い、課題解決に努めます。 その他、指導者や会員の意見を把握するために、定期的にアンケート調査を実施したり、活動時にスポーツ課職員が現地で指導内容や参加生徒の様子を原則確認するなど、安心安全なクラブ運営に努めています。
（６）持続可能な保育園の運営について。 ア. 毎年、保育士が自己都合で退職するケースが増えていて、常に補充をしているようだが、他の保育士に負担が重くなっているため処遇改善を要望する。 イ. 多様な保育ニーズに対応するために、民間保育園の参入や町立保育園の民営化を検討すること。 ウ. 従前の配置基準でクラス編成をしても安心・安全な保育ができる体制整備をすること。 エ. 保育士の配置基準を満たす配置に加えて、さまざまな子どもに対応できるなど加配保育士を適切に配置すること。	ア 保育士１人ずつの負担を軽減するため、2024年10月には保育ICTシステムを導入に加えて、記録や行事の見直しをするため、児童課と保育士で協議し、記録の様式を見直すなど改善を図っています。保育士が１人で悩みを抱えることのないよう、保育士の語り合いの時間の確保や、同期同士の研修の機会づくりをしています。 イ 保護者の多様な保育ニーズに対応するため、また、安定的かつ持続可能な保育サービスの提供のために、町立保育園の民営化を有効な選択肢として進めていきます。 ウ 2025（令和７）年度は、従前の配置基準で編成しますが、１人の保育士の負担が増大することのないよう配慮し、加配保育士を適切に配置します。 エ 年齢別配置基準は2024年４月１日付で改正がありましたが、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは従前の配置基準により運営することも妨げないとして経過措置が設けられています。本町は、当面の間は、経過措置を適用し運営しますが、医療的ケア児や障がい児の子どもに対応する加配保育士の確保に努め、適切に配置します。

要望事項	回答
2 生涯学習（生涯学習、スポーツ振興、文化振興）	
（１）町長ロードマップ№100学校体育館施設に令和8年度から順次エアコン設置することだが、今夏の猛暑を鑑みると前倒し検討をすること。	小中学校の学校体育施設へのエアコン設置については、町長政策ロードマップのとおり、施工方法などを調査・検討の上、順次導入する計画となっています。しかし、避難所として十分に機能できるか懸念があり、近年の猛暑傾向による児童生徒の安全を守るためにも、前倒しを行い、2025（令和７）年度中に設置できるように努めていきます。また、導入にあたっては、多額の費用が必要になることから、財源確保が課題と考えています。現時点では、地方債（緊急防災・減災事業債）の活用を想定しています。なお、引続き国の補助金等を最大限活用できるよう検討していきます。
（２）東浦自然環境学習の森の保全活動を進め、自然や生き物を学ぶ生涯学習の場となるように学習棟などの整備をすること。	東浦自然環境学習の森は、里地里山環境が残る場所であり、多様な生き物を育む場、人と自然がふれあう場などとして活用するため、県や町が行う竹の除伐等の整備事業のほか、保全活動団体との協働により、伐採竹の処理などの保全活動を引き続き実施していきます。 また、学習棟などの施設整備につきましては、「東浦自然環境学習の森基本計画」に基づき、観察会や保全体験等のイベント参加者数が年間5,000人以上になるなど、住民の認知度が高まった段階で検討していきます。
V 地域を維持する・つなぐ仕組みづくり	
1 地域活動（地域活動など）	
（１）各地区コミュニティ推進協議会の加入促進のためにパンフレットの充実と継続的な支援を図ること。	各地区コミュニティ推進協議会に対し、コミュニティの振興と地域の課題解決への取り組みを支援するため、引き続き交付金による財政的支援や職員の助言等による人的支援を行っていきます。 また、コミュニティ推進協議会への加入促進と理解度を深めていただくため、「コミュニティハンドブック」を作成し、転入者等へ配布しています。

要望事項	回答
2 行財政運営（公共施設マネージメントなど）	
（１）東浦中学校の老朽化に伴う建て替え、移転 令和６年３月東浦町公共施設再配置計画において、全町拠点のモデル事業である東浦中学校と東浦文化広場の移転・複合化に関する施設整備の周知、住民等の理解を深めること。なおかつ、東浦中学校は建物の老朽化と災害ハザードの観点、及び通学の安全性・通学時間の短縮という点から、早急に計画を具体化実施すること。	東浦中学校の中央部への移転について、東浦中学校は、開校した1947年、当時の町内全域の中心付近である現在の場所に建設されました。その後、1976年の北部中学校開校に伴い、東浦中学校の学区が石浜、生路、藤江地区となったため、現在は学区の北端に位置しています。 また、東浦中学校は他の中学校と異なり、生徒数の増加に伴う増築により、比較的新しい建物を有している一方、町内で最も古い建物である第２屋内運動場を有しており、全体的な施設の老朽化が進行している状況であり、検討の優先度は高いと認識しています。 東浦町公共施設再配置計画のうち、東浦中学校に関連する部分では、現東浦中学校敷地に、文化センターや勤労福祉会館などを複合化した、全町拠点施設を整備する方針に伴い、東浦中学校については移転を検討しています。 現東浦中学校敷地は、愛知県が公表している「高潮浸水想定区域」及び「洪水浸水想定区域」内に位置しており、学校のような子どもたちが毎日通い、長時間滞在する施設を、当該敷地で建て替えることは、適切でないと考えています。ただし、浸水が想定される東浦中学校跡地に、文化センターや勤労福祉会館など、災害時には、ある程度の休業が許容される施設の配置は、可能であると考えています。 また、現東浦中学校は、学区の北端に位置しており立地上通学距離が長くなる生徒がいること、高潮等の水害ハザードなどの課題解消の観点から、移転先として、東浦町体育館の位置する東浦文化広場を選定しています。東浦中学校を現東浦文化広場位置へ移転・複合化することにより、学区の再編ではなく、学区の中央部付近に配置することで、生徒の平均通学距離が約500メートル短縮することができるほか、水害のリスクも回避することができます。 今後必要となる中長期的な教育活動を可能とする大胆な施設建築を行い、心豊かな生徒が育つ学校にしていきます。 なお、早急な検討及び具体化をすることについては、本計画の計画期間である35年間の前期に整備すべき「モデル事業」として東浦中学校の移転・複合化を設定し、取り組んでまいります。来年度においても随時意見を聞き、また取り入れながら計画を進めていきます。
（２）議会事務局長の職を部長級とされたい。 二元代表制のもとで議事機関の事務方として、執行機関との窓口となる議会事務局長が執行部側と対等・公平な関係を築くうえで重要なことであり、局長を部長級とするよう要望する。	職級においては、職務の複雑さや責任の度合いなどに応じて決められます。議会事務局長としての職制については、承知しているところではありますが、組織のバランスなどを考慮しながら、検討していきます。